# 決 定 書

- 第1 請求のあった日 平成31年2月28日
- 第2 請求人

1名

- 第3 請求の内容
  - 1 請求の要旨

平成29年度分の会計について、出納閉鎖期間である平成30年5月31日現在において、陸前高田市監査委員の「例月出納検査」で、25億円の運用金が存在することが報告されています。再差引現在額が38億円であり、運用元に返納することが問題ない中での運用金残高の存在は会計処理上あってはならないことと考えます。

また、この25億円の行き先に関して、陸前高田市のHPに掲載されている 平成29年度の決算書、平成30年度の予算書等を見ても私には分かりかねている 状況です。

そこで、陸前高田市長及び会計担当者に対して、

- ① なぜこのような会計処理が行われたのか。地方自治法第208条に記載されている会計年度の独立の原則に反していないか。
- ② 25億円はどこへ行ったのか。住民に損害を与えていないか。
- ③ それに伴って、平成29年度決算書及び平成30年度予算書との整合性は 保たれているのか。

以上を精査していただきたいと思います。

さらにその結果によりましては

- ④ 正当な資料の提示
- ⑤ 資料の修正等があるのであれば修正資料の提示・公開
- ⑥ 万が一不正処理があった場合、処理状況(会計処理、担当者等の処分、再 発防止等の対策等)の提示・公開

以上を求めます。

2 請求の要旨に添付された事実を証する書面

資料1 平成30年6月26日執行例月出納検査結果報告(抜粋)

第4 請求の受理

本件監査請求は、平成31年2月28日付けでこれを受理した。

第5 監査の執行

本件監査請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第4項の規定により、次のとおり監査を実施した。

1 監査の期間

平成31年3月1日から平成31年4月19日まで

2 監査の対象部局

総務部財政課及び会計課

3 請求人の陳述及び証拠提出

本件監査請求について、法第242条第6項の規定に基づき、平成31年3月 22日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、追加の証拠を提出し、同日、請求人の陳述の聴取を行った。その際、 法第242条第7項の規定に基づき、監査対象部局職員を立ち会わせた。

4 陳述を聴取した職員

総務部次長兼財政課長、財政係長

会計管理者兼会計課長、主査

5 監査対象部局の弁明

監査対象部局に対し、平成31年3月8日付けで弁明書の提出を求め、監査対象部局から平成31年3月27日に弁明書が提出されたことから同日受理した。

(1) 弁明の趣旨

本件請求を棄却するとの決定を求める。

(2) 請求事実の認否

ア 請求の要旨①「会計年度独立の原則に反していないか」の事実については、 否認する。

イ 請求の要旨②「住民に損害を与えていないか」の事実については、否認する。

ウ 請求の要旨③「平成29年度決算書等との整合性が保たれていないのでは ないか」の事実については、否認する。

### (3) 弁明の理由その他

### ア 請求の要旨①

「繰替使用をするときは、本来の基金の運用に支障を来さないように、当該基金設置条例には確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定める必要がある旨の規定を設け、財政対策上必要があると認めたときは、当該条例の定めるところにより期間等を明確に定める必要があるものと思われます。なお、当該繰替使用は、起債との関係において、その性質上、一会計年度に限って行うことができるものであるため、一会計年度を越えて借り入れることはできないと解されます。」(財務実務提要3、P7189・4)とされています。

今回の場合の「一会計年度」とは、平成29年4月1日から平成30年3月31日までと解しており、平成30年4月1日から平成30年5月31日までの期間はあくまでも出納整理期間であることから、その繰替運用の期間は一会計年度の平成30年3月31日で区切って会計処理を行っているものです。

このことは、性質上、類似しているものとして、金融機関からの一時借入金の取扱いがあり、これについて、「年度当初の資金繰りについて、一般に一時借入金を借り入れする措置をとっているが、この場合、仮に旧年度分の現金がある場合、これを新年度に一時流用して差し支えないか。この場合、新旧両年度に現金が交叉し、会計年度独立の原則に反する懸念も生ずるがどうか。」の問いに対し、「差し支えありません。」とされ、「設問の場合、ただ単に現金操作だけの問題であって、この点は帳簿上明らかにしておけばよく、会計年度独立の原則の問題とはまったくかかわりのないことと考えます。

なお、現金には、観念的問題、あるいはその一時使用に関する前記帳簿の整理上は別として、その年度区分による色分けはありませんので、新旧両年度の現金が交叉していると考える必要はないでしょう。」(財務実務提要3、P6217)とされています。

また、「平成12年度の出納整理期間中に平成12年度分として一時借入金を借り入れることはできないか。」の問いに対し、「一時借入金は、その最高額が予算として定められますが、年度経過後は当該予算の効力がなくなりますので、出納整理期間中に旧年度分として一時借入金の借入れをすることはできません。したがって、支払いのための歳計現金が不足する場合は、新

年度の歳入がある場合には新年度の歳入を(この場合、帳簿経理は明確に分別しておく必要がある。)、歳入がない場合は、新年度分として一時借入金を借り入れることになりましょう。」(財務実務提要3、P6237)とされています。

なお、当市の各基金にかかる取扱いにおいても、調定、支出負担行為が3月31日以前になされたものを除き、4月1日以降分については、新年度の取扱いとしています。

よって、請求要旨①に係る公金の取扱いに違法又は不当な点はないものと 考えます。

### イ 請求の要旨②

平成29年度分に係る平成30年5月31日現在の繰替運用金25億円は、 平成29年度分の資金不足見込み分として取扱いをした金額の残額であり、 平成30年5月31日時点において、6月以降も平成30年度において資金 不足が見込まれていたことから、平成30年度分の繰替運用金として振替処 理しているものです。したがって、裁量的財務会計行為であって、このこと による住民への損害は与えていないものと考えます。

よって、請求要旨②に係る公金の取扱いに違法又は不当な点はないものと 考えます。

### ウ 請求の要旨③

「繰替運用は、歳計現金が一時的に不足した場合に同一地方公共団体内部で資金調達できる弾力的財政運営の方法の一つであり、繰替運用の期間が会計年度を越えない場合は、運用額(元金)そのものは必ずしも歳入歳出予算に計上する必要はないと考えられます。」(財務実務提要3、P7226)とあるように予算書及び決算書に反映されないものであり、整合性という意味では関わりがないものと考えます。

このことから、平成30年5月31日現在における例月出納検査結果報告にある一般会計の再差引残高3,569,012千円から、運用金25億円を差し引き、平成29年度決算書中P200実質収支に関する調書において、「3 歳入歳出差引額 1,069,012千円」としております。

よって、請求要旨③に係る公金の取扱いに違法又は不当な点はないものと考えます。

### 第6 監査の結果

1 主 文

本件請求を棄却する。

- 2 理 由
  - (1) 関係法令

本件請求の関係法令は、次のとおりである。

ア 地方自治法

第149条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担任する。

 $(1)\sim(5)$  略

(6) 財産を取得し、管理し、及び処分すること。

 $(7)\sim(9)$  略

第170条 法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、 会計管理者は、当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。

#### $2\sim3$ 略

(会計年度及びその独立の原則)

- 第208条 普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。
- 2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもつて、これに充てなければならない。

(決算)

第233条 会計管理者は、毎会計年度、政令で定めるところにより、決算を 調製し、出納の閉鎖後3箇月以内に、証書類その他政令で定める書類と併せ て、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

### $2\sim4$ 略

5 普通地方公共団体の長は、第3項の規定により決算を議会の認定に付する に当たつては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明す る書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

### $6 \sim 7$ 略

(出納の閉鎖)

第235条の5 普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもつて閉

鎖する。

(財産の管理及び処分)

第237条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに 基金をいう。

 $2 \sim 3$  略

(基金)

- 第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的の ために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基 金を設けることができる。
- 2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率 的に運用しなければならない。

 $3\sim6$  略

- 7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支 出の手続、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若し くは処分又は債権の管理の例による。
- 8 第二項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。
- イ 地方自治法施行令

(決算)

- 第166条 普通地方公共団体の決算は、歳入歳出予算についてこれを調製しなければならない。
- 2 地方自治法第233条第1項及び第5項に規定する政令で定める書類は、 歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書と する。
- 3 略

(歳計現金の保管)

第168条の6 会計管理者は、歳計現金を指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によって保管しなければならない。

(歳入歳出外現金及び保管有価証券)

第168条の7 略

- 2 略
- 3 前項に定めるもののほか、歳入歳出外現金の出納及び保管は、歳計現金 の出納及び保管の例により、これを行なわなければならない。

# (2) 認定事実

監査委員が認定した事実は、次のとおりである。

- ア 平成30年3月31日現在における平成29年度一般会計に係る繰替運用 金は、0円だった。
- イ 平成30年4月2日に、陸前高田市財政調整基金(以下「財政調整基金」 という。)に属する現金10億円を平成29年度一般会計の財源の運用金とし て運用することとし、繰り替えた。
- ウ 平成30年4月2日に、陸前高田市市債管理基金(以下「市債管理基金」という。)に属する現金10億円を平成29年度一般会計の財源の運用金として運用することとし、繰り替えた。
- エ 平成30年4月25日に、陸前高田市東日本大震災復興交付金基金(以下「復興交付金基金」という。)に属する現金15億円を平成29年度一般会計の財源の運用金として運用することとし、繰り替えた。
- オ 平成30年5月30日に、上記イの繰替運用金を財政調整基金へ繰り戻した。
- カ 平成30年5月30日現在における平成29年度一般会計の歳入歳出差引額は2億8,002万6,852円であり、特別会計を含めた歳入歳出差引額はマイナス2億4,073万3,086円であった。
- キ 平成30年5月31日現在における平成29年度一般会計の歳入歳出差引額は10億6,901万2,266円であり、特別会計を含めた歳入歳出差引額は13億3,194万2,323円だった。
- ク 出納閉鎖期日の平成30年5月31日に、平成29年度一般会計の現金出 納を完結した。
- ケ 平成30年6月1日に、上記ウ及び上記工の繰替運用金の計25億円を平成30年度一般会計の財源として振り替えた。
- コ 平成30年6月1日現在における平成30年度一般会計の歳入歳出差引額 はマイナス34億7,903万5,499円であり、特別会計を含めた歳入

歳出差引額はマイナス30億8,159万1,350円だった。

- サ 平成30年6月30日現在における平成30年度一般会計の歳入歳出差引額はマイナス65億3,064万29円だった。
- シ 平成30年9月26日に、上記ケの繰替運用金を市債管理基金及び復興交付金基金へ繰り戻した。
- ス 平成30年9月27日に、各会計の決算書類等の金額が正確及び予算執行 状況が適正かつ効率的と認める旨の監査委員の決算審査意見書を付した上で、 平成29年度陸前高田市一般会計歳入歳出決算に係る議会の認定を受けた。

### (3) 監査委員の判断

陸前高田市長は、市債管理基金に属する現金10億円及び復興交付金基金に属する現金15億円の計25億円について、平成29年度一般会計の財源の運用金として、平成30年4月2日から同月25日までの間に繰り替えており、同年9月26日に各基金へ繰り戻している(以下「本件基金からの繰替運用」という。)。

基金に属する現金の繰替運用については、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる(陸前高田市市債管理基金条例第5条及び陸前高田市東日本大震災復興交付金基金条例第5条)とされ、地方公共団体の長に裁量権が認められている。

一般に、法第242条第1項に規定する財務会計上の行為のうち裁量的行為について、それが違法となるのは、裁量権の逸脱又は濫用があった場合であり(最高裁平成23年(行ヒ)第452号平成25年3月28日第一小法廷判決参照)、それが不当となるのは、裁量権の逸脱又は濫用に至らない程度の不合理な行使があった場合であると解するのが相当である。

地方公共団体の会計において、歳入と歳出とが調和を欠いて一時歳計現金に 不足を生じた場合に地方公共団体の内部すなわち他の会計等に属する現金がある場合は、一時繰り替え使用することも考えられると解されている。

地方自治法上現金といわれるものには、一般会計及び特別会計の歳計現金(法第235条の4第1項)、基金に属する現金(法第170条第2項第1号)、一時借入金(法第235条の3)並びに歳入歳出外現金(法第235条の4第3項)があり、基金に属する現金については、歳計現金の保管の例による(法第

241条第7項)とされているので、一般会計又は特別会計への繰り替え使用 を行っても差し支えないものと解されている。

このことから、繰替運用の規定は、歳計現金が一時的に不足した場合に当該団体の内部で融通できるよう弾力的な財政運営を行うため、長限りの判断で行うことができるとするための規定と考えられるものであり、繰替運用の期間が会計年度を越えない場合は、運用額そのものは必ずしも歳入歳出予算に計上する必要はないと解する。

ところで、平成30年5月31日現在における平成29年度一般会計の歳入 歳出差引額が10億6,901万2,266円であり、特別会計を含めた歳入 歳出差引額は13億3,194万2,323円だったことから、歳計現金が一 時的に不足している場合には該当しないといえる。

一方で、繰替運用は、会計年度のある一時期において、支出の所要額がその時までの収入額を超過することによる支払資金不足が生じた際の当該地方公共団体内部における資金運用であることを鑑みた場合、資金繰り現金の不足に伴う支払いができなくなることを防止する現金操作であるといえる。

また、基金の運用に係る権限は長に属するとされており、長は、支払いが滞ることのないよう資金不足を防止する責務があるといえる。

翻って、平成30年5月30日における平成29年度一般会計の歳入歳出差引額が2億8,002万6,852円であるものの、特別会計を含めた歳入歳出差引額は、マイナス2億4,073万3,086円であったことから、歳計現金が不足していたことが伺える。また、同年6月1日に、繰替運用金の計25億円を平成30年度一般会計の財源として振り替えたところだが、同年6月1日現在における平成30年度一般会計の歳入歳出差引額がマイナス34億7,903万5,499円であり、特別会計を含めた歳入歳出差引額はマイナス30億8,159万1,350円であったことから、歳計現金が不足していたことが伺える。

したがって、本件基金からの繰替運用は、団体内部で弾力的な財政運営を行 うため、効率的に運用されたものと解される。

また、本件基金からの繰替運用は、金融機関等の第三者から借り入れる一時借入金とは異なり、地方公共団体内部の現金操作であることから、一時借入金に係る利子と比較して利率が低いことから、住民に損害を与えたとは認められ

ない。

なお、繰替運用は、法第235条の3に規定する一時借入金には当たらず、 予算で定める借入限度額の規制を受けない。

会計年度及びその独立の原則は、法第208条に規定されており、普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わり、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

しかしながら、会計年度を越えない繰替運用金自体は、歳入歳出予算に計上するものではないため、法第208条第2項に規定する会計年度独立の原則の対象とならないと認められることから、決算書及び予算書に記載されるものではないと解する。

ところで、法第235条の5の出納閉鎖に係る出納整理期間の適用があるのは、前会計年度末までに確定した債権債務に係る現金の出納に限られるものであり、決算制度を有しない財産については、会計年度末日をもって整理が行われる。

このことから、財産の一つである基金についても同様であり、会計年度末日をもって整理が行われることから、財産に関する調書中の基金の現在高は、当該会計年度における3月31日に現に存するものを計上することとなる。

したがって、平成30年4月1日以降に基金から繰り出し、一般会計に繰り替えた現金については、平成29年度決算における財産に関する調書に記載されるものではない。

また、会計年度を越えない繰替運用金は、歳入歳出予算に計上するものではないことから、平成30年度予算書に計上されるものではない。

以上の事情の下においては、本件財務会計行為に関し、裁量権の逸脱又は濫用があるとはいえず、また、裁量権の不合理な行使があるとはいえない。

したがって、本件財務会計行為は違法又は不当であるということはできない。 よって、本件請求には理由がないと認められるので、法第242条第4項の 規定により主文のとおり決定するものである。

# 第7 意見

監査結果は以上のとおりであるが、本件に関連して、次のとおり意見を付する ものとする。 基金は、財産として条例によって管理運営されるものである。予算執行上、一般会計等で資金が不足した場合、金融機関からの一時借入を行うことなく、内部運用として基金からの繰替運用という方法が認められている(行政実例昭和28年4月16日)が、その運用期間中にあって不足した資金は随時収入される。その状況に応じて返済の検討を行う等、財産としての基金の適正な管理運営に努める必要がある。

平成31年4月25日

陸前高田市監査委員 伊藤恒雄

同 菅野 稔